

# 4月12日は 洞爺湖町長選挙の投票日です

■問合せ 洞爺湖町選挙管理委員会（役場内） ☎74-3000  
同事務局洞爺支所（洞爺総合支所内） ☎82-5111

投票できる人は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている人で、投票日現在、洞爺湖町



投票できる人

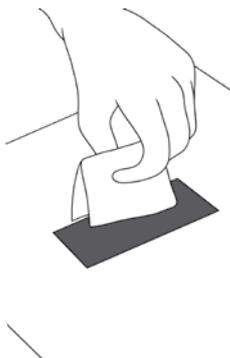
投票をするために投票所に行く人を対象に、無料の送迎車を運行します。「投票したいが交通手段がない」、「体が不自由で移動が大変」といった人は、ぜひご利用ください。車両の手配の都合から事前申し込みを基本とします。運行経路や時間の詳細は「投票所送迎車の運行のお知らせ」を洞爺湖町公式LINEで通知しますので、ご確認ください。



投票所への送迎車を運行します！

投票は、町政参加への第一歩、大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

4月12日(日)は、任期満了に伴う洞爺湖町長選挙の投票日です。



## 投票場所と投票時間は下記のとおりです

投票区名	投票場所	投票区の区域	投票時間
第1投票区	洞爺湖町役場	虻田5区、青葉1区・2区	7時～19時
第2投票区	虻田ふれ合いセンター	虻田1区～4区、清水区	
第3投票区	あぶたコミュニティセンター	虻田7区・8区、入江1区・3区	
第4投票区	母と子の館	虻田6区、かっこう台区、入江4区、泉区の一部（西山火口より本町側の区域）	
第5投票区	洞爺湖文化センター	洞爺湖温泉1区～8区、月浦、泉区の一部（西山火口より温泉側の区域）	
第6投票区	洞爺総合センター	洞爺第1～6、美沢東、美沢西、曙、温泉病院、財田、川東、岩屋	7時～18時
第7投票区	なるか愛郷の家	成香、花和	
第8投票区	農業研修センターとれた	香川、大原、富丘	

に住所がある人です。

※選挙人名簿に登録されている人：平成20年4月13日までに生まれた人で、令和8年1月6日までに住民基本台帳に登録されている人



**転入、転出、町内で異動した人**

▼最近転入した人：令和8年1月6日までに転入届をした人で引き続き洞爺湖町に住所がある人は投票できます。

▼最近転出した人：投票日までに転出した人は、投票ができません。ただし、4月8日から11日の間は、転出をする前に期日前投票をすることができます。

▼最近町内で住所を移した人：令和8年3月30日までに町内で異動した人は、新住所の投票所で投票ができます。



**投票入場券**

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、4月6日から郵送予定です。もし、お手元に届かなかつたり、ご不明の点がありましたら町選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失した場合でも投票することができます。投票日当日、選挙人名簿に登録され

ている投票所の係員にお申し出ください。



**開票**

▼日時 4月12日(日) 20時から  
▼場所 洞爺湖町役場3階 防災研修ホール



**期日前投票**

投票日当日に仕事や旅行などにより、投票所で投票できない人は、次の期間に期日前投票ができます。

- ① 洞爺湖町役場ロビー：4月8日～11日 8時30分～20時
- ② 洞爺総合支所会議室：4月8日～11日 9時～17時



**選挙公報**

候補者の政見や経歴、写真など広く有権者に知らしめ、選挙に対する関心を高めることを目的として選挙公報を発行します。

選挙公報の配布は、4月8日(水)から、町内会を通じて4月11日(土)までに全世帯に配布しますが、もし、お手元に届かない場合やお急ぎの場合は、町選挙管理委員会まで連絡してください。

## 不在者投票

病院や老人ホームなどに入所している人や旅行などで町外に滞在している人は、不在者投票ができますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ▶ 郵便等投票制度

身体に重度の障がいがある人で、次の表に該当する人は、郵便による不在者投票ができますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### ▶ 代理記載投票

上記の郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない人が選挙権を有するほかの人に代理記載する制度で右記の人が対象です。

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症